

須坂市農業委員会 令和6年6月総会 議事録

- 1 招集 令和6年6月28日(金) 午後3時
- 2 開会 令和6年6月28日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和6年6月28日(金) 午後3時35分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議議室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原 博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林 昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第6号 農地法第4条第1項第号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係事務員 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会6月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、農業委員総数14人全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。今月は記録的な猛暑ということで大変だったと思います。
農作業の方も大変忙しくなっていると思いますが6月総会に参集いただきありがとうございます。
6月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、8 番原千賀子委員、9 番小林昇委員をご指名申し上げます。

はじめに、議案第 9 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 7 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議長

議案第 9 号の 7 件について、決定と決するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 9 号の 7 件については決定と決しました。

次に、議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 4 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございましたか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 10 号の 4 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

事務局
議長

挙手全員であります。

よって、議案第 10 号の 4 件については意見可と決定しました。

次に、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございましたか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 11 号の 1 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号の 1 件については意見可と決定しました。

次に、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 14 件を議題といたします。

最初に、No. 1 から No. 6 の 6 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。推進委員さんで補足説明はございますか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 12 号のNo. 1 からNo. 6 の 6 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって議案第 12 号のNo. 1 からNo. 6 の 6 件については、決定とすることに決しました。
議長 次に、議案第 12 号のNo. 7 からNo.14 の 8 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
農業委員さんで何か補足説明がございませうか。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
委員 No. 8 とNo.12 ですが、現場を確認したところ、No. 8 は現況地目が畑になっていました。
No.12 については木が一本だけで、再設定で借りる必要があるのか疑問に思いました。
説明員 No. 8 については畑として利用していますが、連作障害予防のため、現在は水稻を栽培しているとのこと。
No.12 ですが、現地を確認したところ、確かにプルーン 1 本のみでしたが、園地管理はきちんとされていきましたので、問題なしと判断しました。
議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。
議案第 12 号のNo. 7 からNo.14 の 8 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第 12 号のNo. 7 からNo.14 の 8 件は、決定とすることに決しました。
議長 以上で審議案件は終了いたしました。
議長 次に、報告に移ります。
報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 3 件
及び、報告第 6 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数
1 件について事務局の説明を願います。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 この件でご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、6 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。